

介護老人福祉施設重要事項説明書

あなたに対する介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令39第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0548-32-0201 (午前9時～午後5時まで)

担当 若尾 美香

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 特別養護老人ホーム片岡杉の子園の概要

(1) 施設の名称・所在地等

事業所番号	静岡県 2275500011号
事業所名	特別養護老人ホーム片岡杉の子園
所在地	静岡県榛原郡吉田町片岡2895番地

(2) 施設の職員体制（主な職員の配置状況）

職種	人員	業務内容
施設長（管理者）	1名	事業所の運営全般の管理、監督
生活相談員	2名	相談援助、関係機関との連絡調整
介護士	20名	利用者の日常生活を営むうえで必要な介護、サービス提供
看護師	3名	利用者の心身の健康管理、日常生活のうえで必要な看護
管理栄養士	1名	栄養管理、栄養相談
医師（嘱託）	2名	健康管理のうえで必要な診断、療養上の指導
機能訓練指導員	1名	日常生活に必要な身体機能の減退防止、維持向上の訓練等
介護支援専門員	1名	施設介護サービス計画の作成、管理
事務職員	3名	事務及び、経理事務

※短期入所生活介護サービスと兼務

(3) 施設の設備等の概要

定 員	50名	静 養 室	1室
居 室	4人部屋	16室	医 務 室 1室
	個室	6室	食 堂 1室
浴 室	一般浴槽と特別浴槽があります	機能訓練室	1室

(4) 施設運営方針

- ・利用者様ひとりひとりを大切にします。
- ・生活の場を提供し、家庭的な雰囲気の中で、サービスの利用をして頂けるように努力します。
- ・地域に開かれ、だれでも気軽に越しあげるようにします。
- ・利用者様の尊厳を重視します。
- ・どのようなサービスを利用したいか、利用者様の身になって考えサービス提供を行います。

3 提供サービス内容

項目	サービス内容
食事	管理栄養士による栄養管理を行います。 利用者の嗜好を考慮するほか、ソフト食、ゼリー食等利用者の身体機能に応じて提供します。 食堂、ディルームで、離床しての食事介助を行います。 食事時間 朝食 7時30分～8時15分 昼食 12時～12時45分 夕食 18時00分～18時45分
口腔ケア	毎食後と就寝前、ご本人の状態により介護士が、半介助または全介助で口腔ケアをおこないます。
入浴	週に2回入浴できます。身体状態に応じて機械浴・一般浴に分けてあります。健康上の都合で入浴出来ない時は着替え・清拭等により清潔を心掛けます。
排泄	利用者の尊厳（プライバシーの確保、適切な言葉掛け、介護技術）が常に保てるような排泄介助を実施します。出来る限りオムツをはずす介助（トイレ、ポータブルトイレへの誘導）を行います。利用者一人一人のADL、排泄パターンを把握し、適切な援助に努めます。
清潔整容	衣類の交換（日常着～寝巻き）は起床、就寝時に必要に応じてお手伝いします。 シーツ交換等は週一回行いますが、汚れた場合は随時交換します。
機能訓練	ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための生活リハビリを実施します。
健康管理	看護師による状態観察、協力医療機関との連携等健康管理を行います。 月1回嘱託医師（非常勤）が診察に来ます。診療科目によってはご家族の付き添いをお願いすることもあります。
医療	施設内での医療行為には限界があります。医師の判断で入院の指示が出ることがあります。3ヶ月以内に退院できる場合は再入所出来ますが、部屋やベッドを変更することもあります。 入退院時の手続き、支払い、入院中の病院とのやり取りは、原則としてご家族でお願いします。
相談・援助	利用者の生活向上のために、利用者又はその家族に対する相談の機会を設け、適切な援助が行えるよう努めます。
レクリエーション	季節行事や、クラブ活動及び施設外活動に参加できます。
洗濯	職員が洗濯を行います。クリーニングに出す場合は職員が代行いたします。 クリーニング代金は本人負担になります。 衣類には全て名前の記入をお願いします。

※ 他に施設サービス計画の作成、所持金品の保管、行政手続き等の代行、その他自立への支援を行います。

※施設内にて感染症が発生した場合や天災事変により、上記サービス内容を一部変更して行うか提供できない場合がございます。

4 利用料金

(1) 基本料金

利用料（多床室）（従来型個室）＊介護保険 1割負担の場合

	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの自己負担金 介護保険
要介護度1	5,890円	589円
要介護度2	6,590円	659円
要介護度3	7,320円	732円
要介護度4	8,020円	802円
要介護度5	8,710円	871円

(端数処理により多少変わります)

*本人の前年度の収入によって、2割負担・3割負担となる。

※負担割合証に準ずるものとする

加算〈1日あたり、1割の自己負担として〉

* 2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍になります

* 入所後30日（1ヶ月を超える入院後退院して施設に戻った場合も含む）は入所者個人を対象として加算となります。
・初期加算 1日あたり 30円

* 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を、満たした場合に加算されます。

・夜勤職員配置加算（I）1 1日あたり 22円
・夜勤職員配置加算（III）1 1日あたり 28円

* 一定期間の新規入所者のうち、要介護4、5の割合が70%以上、又は、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上で、介護福祉士の資格を有する者の割合が、一定以上の場に入所者全員を対象に加算されます。

・日常生活継続支援加算（I） 1日あたり 36円

* 介護職員の中で、介護福祉士の占める割合、常勤の介護職員、看護職員の勤続年数等の要件を満たす場合に入所者全員を対象に加算されます。

・サービス提供体制強化加算（I） 1日あたり 22円
・サービス提供体制強化加算（II） 1日あたり 18円
・サービス提供体制強化加算（III） 1日あたり 6円

（＊日常生活継続支援加算Iかサービス提供体制強化加算のいずれか）

* 協力医療機関と施設の間で、入所者様の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することで算定とされます。

・協力医療機関連携加算 1ヶ月につき 50円

* 常勤看護師の配置数、夜間における24時間の連絡体制の確保など、一定の要件を満たす場合に入所者全員を対象に加算されます。

・看護体制加算（I）1	1日あたり	6円
・看護体制加算（II）1	1日あたり	13円

* 外部研修を受けた担当者が配置され施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合加算となります。

・安全対策体制加算	入所時に1回	20円
-----------	--------	-----

* 認知症である入所者と、研修を受けた職員の数が、一定の要件を満たした場合に加算となります。

・認知症専門ケア加算（I）	1日あたり	3円
---------------	-------	----

* 認知症の症状がみられる入所者が全体の3分の1を占める施設で、精神科医の療養指導が月に2回以上行われている場合に入所者全員を対象として加算となります。

・精神科医療養指導加算	1日あたり	5円
-------------	-------	----

* 医師により認知症行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急の入所が適当であると判断された方を対象に加算となります。

・認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所日から起算して7日を限度として	1日あたり	200円
-------------------	-------------------	-------	------

* 歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合加算となります。

・口腔衛生管理加算（I）	1月あたり	90円
・口腔衛生管理加算（II）		110円

* 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し医師、管理栄養士、看護師等が共同作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、入所者個人を対象に食事調整等をおこない栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し栄養管理を実施した場合加算となります。

・栄養マネジメント強化加算	1日あたり	11円
---------------	-------	-----

* 入院した場合、退院後の栄養管理が入院前と大きく異なるため、管理栄養士が、入院先の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合、入所者個人を対象として加算となります。

・再入所時栄養連携加算	1月あたり	400円
-------------	-------	------

* 誤嚥が認められる入所者に対し、栄養管理をする為の食事の観察、及び会議等を行い、医師の指示のもと、経口による継続的な食事の摂取を進める為の、経口維持計画書を作成している場合に加算となります。

・経口維持加算（I）	1月あたり	400円
・経口維持加算（II）会議に歯科衛生士等が参加の場合	1月あたり	100円

- * 嘱託医が早朝、夜間、深夜に訪問し、入所者に対し診療を行い、診療を行った理由を記録した場合に加算となります。但し、看護体制加算（II）を算定していない場合は算定しない。
 - ・早朝（午前 6 時～午前 8 時まで） 1回につき 650 円
 - ・夜間（午後 6 時～午後 10 時まで） 1回につき 650 円
 - ・深夜（午後 10 時～午前 6 時まで） 1回につき 1,300 円

- * 入所者個人を対象に褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに 3 月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たっていること。
評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた個人ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種者が共同して褥瘡ケア計画書を作成し、3 月に 1 回見直しした場合加算されます。
 - ・褥瘡マネジメント加算（I） 1月あたり 3 円
 - ・褥瘡マネジメント加算（II） 1月あたり 13 円

(I) の算定要件を満たし入所時等の評価結果、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生のない場合に算定

- * 排泄介護を入所者ごと適切に行うことにより、要介護状態の軽減若しくは悪化防止が見込まれると医師と連携した看護師が判断した者に対して医師、看護師、介護支援相談員その他職種が共同して分析し支援計画書を作成し支援を継続して実施した場合、支援を開始した日の属する月から 6 月以内の期間に限り加算となります。
 - ・排せつ支援加算 1月につき 100 円

- * 医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人または家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前 30 日を限度として、死亡月、又は死亡前月にさかのぼり、入所者個人を対象として加算となります。
(退所後は算定しない)
 - ・看取り介護加算（I） 死亡日 1日あたり 1280 円
 - 死亡日以前 2 日又は 3 日 1日あたり 680 円
 - 死亡日以前 4 日から 30 日 1日あたり 144 円
 - 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 1日あたり 72 円

- * 医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人または家族等の同意を得ながら当施設内で看取り介護を行なった場合に、死亡前 30 日を限度として、死亡月、又は死亡前月にさかのぼり、入所者個人を対象として加算となります。
 - ・看取り介護加算（II） 死亡日 1日あたり 1580 円
 - 死亡日前日、前々日 1日あたり 780 円
 - 死亡日以前 4 日から 30 日 1日あたり 144 円
 - 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 1日あたり 72 円

- * 医師の食事せんに基づく療養食（※）を管理栄養士の管理のもと提供した場合に、入所者個人を対象として加算となります。
 - ・療養食加算 1日あたり 6 円

※ 糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食
食費 1 食あたり プラス 50 円

- * 若年性の認知症の利用者を受け入れた場合、入所者個人を対象に加算されます。
 - ・若年性認知症利用者（入所者/患者）受入加算 宿泊による受入 1日あたり 120円

- * 入所期間中に入院、外泊した場合の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金になります。 (1月あたり6日を限度として)
 - ・外泊時加算 1日あたり 246円

- * 入所者の退所前後に、職員が、退所後生活する居宅、または社会福祉施設等を訪問し、当該入所者及びその家族などに対して退所後のサービスについて、相談援助を行った場合等に加算されます。
- *

・退所前訪問相談援助加算	1人一回を限度	460円
・退所後訪問相談援助加算	1人一回を限度	460円
・退所時相談援助加算	1人一回を限度	400円
・退所前連携加算	1人一回を限度	500円
	(必要時は2回)	

- * 入所者の家族や居宅支援事業所と連絡調整をしながら在宅復帰を支援した場合に加算されます。
 - ・在宅復帰支援機能加算 1日あたり 10円

- * 機能訓練指導員の職務に従事する常勤職員を1名以上配置して、入所者個人に対して個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、機能訓練を行った場合に加算となります。
 - ・個別機能訓練加算（I） 1日あたり 27円
 - ・個別機能訓練加算（II） 1月あたり 20円

- * 入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能・認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合加算されます。
 - ・科学的介護推進体制加算（I） 1月あたり 40円
 - ・科学的介護推進体制加算（II） 1月あたり 60円

加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出

- * 施設職員の賃金の改善等の実施の為、規定通り下記のいずれかが加算されます。
 - ・介護職員等処遇改善加算（I）…14.0%
 - ・介護職員等処遇改善加算（II）…13.6%
 - ・介護職員等処遇改善加算（III）…11.3%
 - ・介護職員等処遇改善加算（IV）…9.0%

(2) 介護保険給付外の料金

サービスの種類	料金
居住費 利用者負担第1段階	日額: 従来型個室 380円 多床室 0円
利用者負担第2段階	日額: 従来型個室 480円 多床室 430円
利用者負担第3段階	日額: 従来型個室 880円 多床室 430円
利用者負担第4段階	日額: 従来型個室 1,231円 多床室 915円
食費 利用者負担第1段階	日額: 300円
利用者負担第2段階	日額: 390円
利用者負担第3段階①	日額: 650円
利用者負担第3段階②	日額: 1,360円
利用者負担額第4段階	日額: 1,445円
おやつ代	日額: 60円
日常生活費	日額: 50~70円 シャンプー・リンス・ボディソープ・保湿クリーム・タオル・歯磨き粉 マウスウォッシュ・とろみ剤
預り金等管理料	月額: 2,000円
理美容費	自 費
特別な食事(通常提供される食事以外の物で希望された場合)	
エンゼル顎バンド代	
外泊、外出等で居室を空けておく場合の費用(1段階から3段階の利用者は7日目からの料金、4段階の利用者は1日目から実費となります。)	

※従来型個室の居住費について、医師の指示により使用する場合は、多床室料金となります。

(30日を限度として) その場合、介護サービス費も多床室の料金になります。

(3) 支払方法

①当園で金銭管理サービスを利用する場合(年金、恩給等を預かっている方)

① ア、ハイナン農協共同組合、吉田支店の入所者名義口座より引き落とし イ、上記残高不足の場合は、窓口での現金支払い
--

②上記以外の方

② ア、利用者指定の口座より引き落とし(手数料はかかりません) イ、上記残高不足の場合は、窓口での現金支払い、または片岡杉の子園の口座への振込み(手数料は利用者負担)
--

①と②のアを選択された方は、引き落とし日は利用の翌々月の4日となります。

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件が満たされていれば、自動的に更新します。

※ 詳細は、生活相談員にお尋ねください。

(2) 契約の自動終了 以下の場合は連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合
- ② 介護認定区分が、非該当（自立）、要支援となった場合
- ③ 利用者の死亡又は被保険者資格を喪失した場合
- ④ 要介護 1・2 に改善した方で引き続き入所を希望される場合は特例入所の要件に該当している必要があります。
- ⑤ その他
 - (ア) 利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内にお支払いいただけない場合、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了15日前までに文書で通知いたします。
 - (イ) 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合は文書で通知のうえ、契約を終了させていただきます。
 - (ウ) 利用者の状態が変化し医療行為の必要になった場合は文書で通知のうえ、契約を終了させていただきます。
 - (エ) やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
 - (オ) 利用者又は身元引受人並びにその関係者等が、当施設や当施設の従業員または当施設の利用者等に対して、暴言暴力をした場合、その他この契約を継続しがたい行為を行った場合は退所となります。

6 身元引受人の責任

1 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務について、利用者と連帶して履行の責任をおいます。

2 身元引受人の前項以外の責任

- ① 利用者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力する事。
- ② 契約の中途解約又は契約解除の場合、利用者と連帶して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める事。
- ③ 利用者が死亡した場合、遺体及び所持品（残置物）の処理その他必要な措置。また、引き渡しに係る費用については、利用者又は身元引受人にご負担いただきます。

当施設の協力医療機関は下記のとおりです。

① 嘱託医

内 科	榛原総合病院	静岡県牧之原市細江 2887-1
精神科	メンタルクリニック掛川	静岡県掛川市秋葉路 7-3

② 協力医療機関

医療機関の名称	榛原総合病院
所 在 地	静岡県牧之原市細江 2887-1

7 非常災害対策

- ・防災設備
スプリンクラー、屋内消火栓設備、自動火災通報設備、消火器等消防法に定められた諸設備が備えられています。
- ・防災訓練
防災委員会を中心に毎月「防災訓練計画」に基づき全職員訓練を行います。年4回以上は夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加していただき実施しています。
- ・防火責任者
選任しており、定期的に諸設備の点検、職員への指導教育を行います。

8 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

受付担当 生活相談員 若尾 美香 電話 0548-32-0201
責任者 施設長 鈴木 佐知子
受付時間 午前9:00～午後5:00

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

吉田町役場 福祉課 0548-33-2106

(町民以外の方は、住所地の介護保険担当課にご連絡下さい。)

静岡県社会福祉協議会 054-254-5248

国民健康保険団体連合会 054-253-5590

9 当法人の概要

名称 法人種別	社会福祉法人 杉の子
代表者役職 氏名	理事長 金杉 紀明
本部所在地	静岡県榛原郡吉田町片岡2895番地
電話番号	電話 0548(32)0201
定款の目的に定めた事業	1 第一種社会福祉事業 2 第二種社会福祉事業 3 公益事業
事業内容・提供するサービス	1 特別養護老人ホーム 2 短期入所生活介護 3 通所介護 4 居宅介護支援事業 5 その他これに付随する業務

10 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- ・面接に来られた方は、面会ノートに必要事項をご記入下さい。面会時間は原則として午前9時から午後6時までの間です。
- ・外出、外泊については、届出用紙に必要事項をご記入の上、職員にご提出ください。まえもってわかる場合には、お早めにお知らせください。(最長1月あたり 6日間)
- ・医療機関への受診、入退院は、ご家族の付き添いをお願いしますのでご協力ください。
- ・喫煙場所以外での喫煙は、固くお断りいたします。
- ・飲酒については他の利用者の迷惑にならないようにお願いします。
- ・設備、器具等のご利用については、職員にお尋ねください。
- ・ご面会の方を含め、施設内へペットをお連れの際は職員に声をかけてください。
- ・施設内での宗教の勧誘などの宗教活動、特定の政治活動、利用者ならびにご家族の営利行為は禁止させていただきます。
- ・騒音等他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
- ・その他ご不明な点は、職員にお尋ねください。
- ・健康管理の必要上や、食中毒防止の観点から、入所者の食事、嗜好品については原則的に施設から提供するもののみとしておりますので差し入れはご遠慮ください。
また、年齢を重ねるにつれ、「食べる」ことに関わるさまざまな機能が衰えてくるため、誤嚥、窒息のリスクも高まってきますのでご了承ください。
- ・身体拘束は致しません。

11 第三者委員による評価の実施状況

1 あり

なし

実施した直近の実施日： R 年 月 日

実施した評価機関名称：

評価結果の開示状況：